

受託候補者審査基準

1 審査者

提出資料及び見積書について、次の者が審査する。

- 文化市民局共生社会推進室 室長
- 人権文化推進課長
- 啓発・事業調整課長
- 啓発係長
- その他職員 1名

計 5 名

2 審査基準

(1) 評価項目①

項目	評価のポイント	配点
企画	本誌の趣旨（実施要項 1(2)※目的）を理解し、本市が指定したテーマの人権問題の啓発に関して適切な著名人や企業等を挙げているか。	15
	取材候補とする著名人や企業について、掲載に係る実現可能性を考慮したうえで提案をしているか。	5
	人権問題に興味・関心の低い方、若年層（特に <u>20歳代及び30歳代</u> ）が興味を持つと思われる内容であるか。	15
	過去の本誌掲載例にとらわれない、魅力ある独自の提案があるか。	5
	SNS の活用、プレゼント企画等、配布や読者の感想の集約強化のための具体的かつ効果的な企画を提案しているか。	5
構成	誌面が、人々の目に留まる工夫のあるレイアウト（特に表紙）になっているか。	10
	幅広い世代に内容が伝わるよう、分かりやすい文章作成及び紙面構成ができるか（提出書類一式により判断する）。	10
	ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、配色やレイアウト等について配慮されているか。	10
事業者	本委託業務を迅速かつ的確に遂行するために必要な実施体制・スケジュールが確保されているか。	5
	提案事業者内で人権尊重（SDGs を含む。）に関する取組が十分に行われているか。	5
	本市の「SDGs 登録・認証等制度」に応募しているか、又は応募する予定か。	5
合 計		90

(2) 評価項目②

項目	評価のポイント	配点
京都市公契約基本条例との関係	本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業事業者（※）かどうか。	10
見積金額	40点×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格） ※ 小数点以下第1位を四捨五入する。 ※ 予定価格を上回る場合は失格とする。	40
合 計		50

※ 中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。

3 評価・選定方法

(1) 評価項目①

各項目の配点に以下の評価係数を乗じたものを評価点とする。（小数点以下四捨五入）

評価	評価係数	評価内容
A	1.0	優秀である。
B	0.8	満足できる。
C	0.6	平均的である。
D	0.4	満足できない。
E	0.1	劣っている。

(2) 評価項目②

見積金額については、2(2)に記載のとおり評価点を配分する。

なお、参加者が1者の場合は、評価項目②は評価対象から除外する。

(3) 最低制限

次の評価点合計を最低制限とし、最低制限の評価点合計を上回らなければ選定されない。

評価項目①450点満点（90点×5名）及び 評価項目②50点満点の合計500点の6割	300点
---	------

なお、参加者が1者の場合は、評価項目①（450点満点）の6割の270点を最低制限とする。

(4) 選定

ア 評価項目①に対する審査者の評価点合計に、3(2)により算出した評価点を加えた合計点により順位を決定し、第1順位となった応募者を受託候補者として選定する。

イ 第1位順位の者が2者以上あるときは、評価項目①「企画」の評価ポイントの評価点がより高い者を選定する。なお同点であれば、評価項目②「構成」の評価点がより高い者を選定し、なお同点となる場合は、審査員による協議において選定する。